

戸田市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
26年度	132,880	52,189,031千円	1,776,028千円	6,861,407千円	13.15%	13.71%

(注)人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含む。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

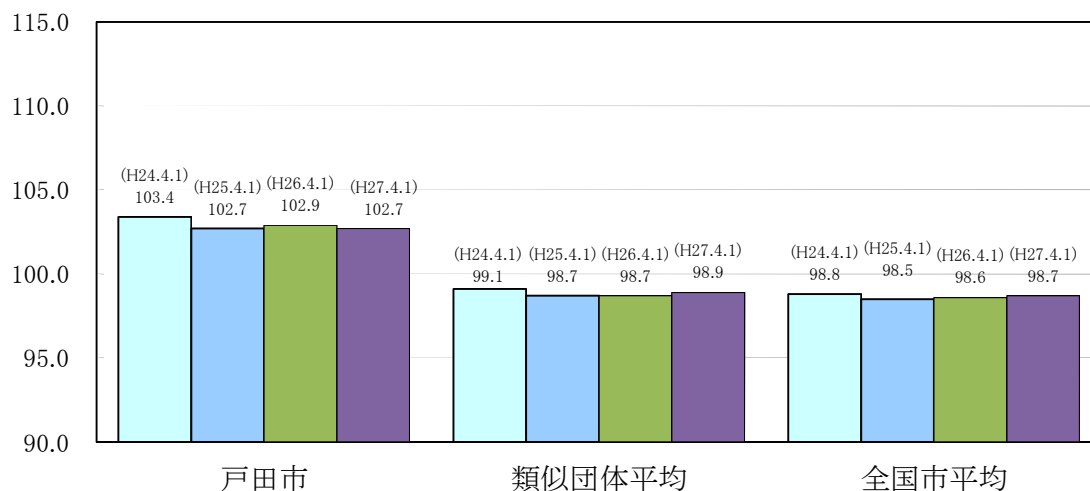
区分	職員数 A	給与				(参考)一人 当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	821人(25)	3,013,948千円	928,625千円	1,184,996千円	5,127,569千円	6,246千円	6,184千円

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である。

3 給与費については任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※平成27年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べて1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

本市は若手の積極的な登用を進めていることから、同年代の国家公務員よりも昇任ペースが早い傾向があり、結果的にラスパイレス指数を押し上げている。また、短大卒や高校卒の区分での変動が顕著であり、50代の職員でその区分の人の割合が多いためと考えられる。今後、減少していく予定である。

(4) 給与改定の状況 ※人事委員会を設置していないため、該当なし。

①月例給

区分	人事委員会の勧告					給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告(改定率)	給与改定率		
26年度	円	円	円(%)	%	%	0.36%	

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告(改定月数)		
26年度	月	月	月	月	月	4.20月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

給料表は国に準拠し、適正に見直す。また、経過措置は行わないこととする。
以上の適用を、平成28年4月1日より実施する。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)国基準6%に対し、戸田市においては10%を支給。

(実施時期)平成27年4月1日時点は8%だったが、総合的見直しにより、平成28年4月1日より10%へと改定。

(参考)

	平成26年度の 支給割合	平成27年度の支給割合		見直し後の 支給割合 (H28.4.1)
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による 支給割合	6%	6%	-	6%
戸田市の 支給割合	8%	8%	-	10%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に改正を行う。

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成27年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
戸田市	37.8 歳	331,779 円	415,462 円	361,570 円
埼玉県	43.3 歳	333,258 円	419,584 円	374,044 円
国	43.5 歳	334,283 円	—	408,996 円
類似団体	42.5 歳	324,351 円	410,268 円	366,141 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する 民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
戸田市	43.6 歳	25 人	322,340 円	347,715 円	343,948 円	—	—	— 円	—
うち学校給食員	43.6 歳	25 人	322,340 円	347,715 円	343,948 円	調理士	41.7 歳	262,000 円	1.33
うち用務員	0.0 歳	0 人	0 円	0 円	0 円	—	—	— 円	—
うちその他	0.0 歳	0 人	0 円	0 円	0 円	—	—	— 円	—
埼玉県	51.6 歳	260 人	330,741 円	386,250 円	363,809 円	—	—	— 円	—
国	50.2 歳	2,994 人	289,141 円	—	328,318 円	—	—	— 円	—
類似団体	49.7 歳	56 人	327,399 円	374,353 円	355,622 円	—	—	— 円	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
戸田市	5,461,694 円	—	—
うち学校給食員	5,461,694 円	3,430,800 円	1.59
うち用務員	0 円	— 円	—
うちその他	0 円	— 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを活用している。(平成24～26年の3ヶ年平均)
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 ※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成27年4月1日現在）

区分	戸田市	埼玉県	国	
一般行政職	大学卒	180,800 円	180,800 円	174,200 円
	高校卒	151,800 円	146,500 円	142,100 円
技能労務職	高校卒	149,000 円	149,000 円	—
	中学卒	139,500 円	133,450 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成27年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	253,700円	296,800円	337,700円	367,100円	380,200円
	高校卒	216,300円	261,600円	305,200円	345,600円	369,800円
技能労務職	高校卒	214,700円	243,600円	268,600円	288,200円	299,000円
	中学卒	202,600円	232,400円	259,300円	281,700円	295,000円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものである。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

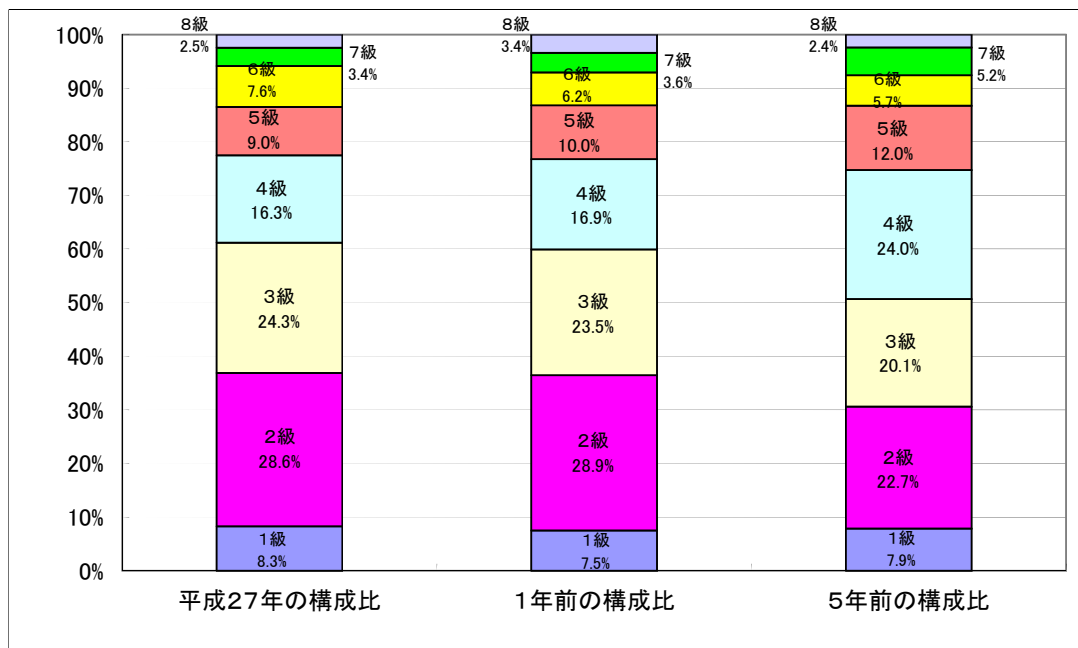
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成27年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事補・技師補	36人	8.26%	137,600円	244,900円
2級	主事・技師	125人	28.67%	187,700円	309,200円
3級	主任	106人 (18)	24.31% (75%)	224,600円	377,900円
4級	副主幹	71人 (6)	16.28% (25%)	263,500円	432,100円
5級	主幹	39人	8.95%	290,700円	444,600円
6級	課長	33人	7.57%	322,100円	461,300円
7級	次長	15人	3.44%	367,500円	477,400円
8級	部長	11人	2.52%	414,100円	497,300円

(注)1 戸田市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

3 ()内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

昇給への人事評価の反映状況(昇給区分の決定)について、1月1日を基準日とし、能力評価を実施し、昇給区分に応じた昇給を行った。

また、55歳以上の職員については、平均的な評価結果であれば昇給幅は2号俸とし、55歳未満の4号俸と差をつけた。

※対象者は市長部局の一般行政職給料表適用者とする。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

戸田市	埼玉県	国
1人当たり平均支給額(平成26年度) 1,521 千円	1人当たり平均支給額(平成26年度) 1,649 千円	—
(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.7) 月分	(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.50) 月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.70) 月分	(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

平成26年度の勤勉手当については、人事評価の結果を反映させている。

※対象者は市長部局の一般行政職給料表適用者とする。

(2) 退職手当(平成27年4月1日現在)

戸	田	市	国
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年 20.445 月分 25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年 29.145 月分 34.5825 月分
勤続35年	36.105 月分	42.4125 月分	勤続35年 41.325 月分 49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額 49.59 月分 49.59 月分
			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2%~45%)
1人当たり平均支給額	7,510 千円	24,939 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成27年4月1日現在)

支給実績(平成26年度決算)	265,051 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	307,483 千円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
市内全域	8 %	862 人	6 %
地域手当補正後ラスパイレース指数	104.6		
(ラスパイレース指数)	(102.7)		

(注) 地域手当補正後ラスパイレース指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員を地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレース指数。

(補正前のラスパイレース指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当 (平成27年4月1日現在)

支給実績(平成26年度決算)		24,483 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)		104,185 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成26年度)		26.3 %		
手当の種類(手当数)		14		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する支給単価
税務事務手当	収税推進室、介護保険課の職員	戸別に訪問して、市税、国民健康保険税又は介護保険料の徴収の事務に従事したとき	0千円	日額200円
防疫作業手当	環境クリーン推進課の職員	(1) 感染症患者等の救護、感染症等の病原体の附着した物件等の処理作業に従事したとき	0千円	日額500円
		(2) 毒物、劇物を使用して植物の防疫作業又ははちの駆除に従事したとき	0千円	
行旅死亡人取扱業務手当	生活支援課の職員	行旅死亡人又は変死人の取扱業務に従事したとき	1.5千円	1体1,500円
消防業務手当	消防職員	(1) 救急現場に出場したとき	2,446千円	1回120円
		救急救命士の資格を有する職員が救急救命士法の規定に基づく救急救命処置を実施したとき	79千円	1回600円
		(2) 機関員として、火災、救助、その他災害出動に従事したとき	59千円	1当番120円
		(3) 水死人等の取扱業務に従事したとき	34千円	1件1,000円
		(4) はしご車の操作若しくは登はん、高所(地上10m以上)作業又は訓練に出場したとき	288千円	1回150円
医師手当	市民医療センターの医師	(1) 勤務時間外に医師が往診したとき	0千円	1軒450円
		(2) 医師が、診療、検診等に従事したとき	1,002千円	月額167,000円
夜間看護等手当	市民医療センターの看護師、准看護師若しくは介護福祉士又は市長がこれらに準ずると認める職員	正規の勤務時間による勤務の一部は又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)において行われる看護等の業務に従事したとき	0千円	1回2時間未満 3,700円
			0千円	2時間以上4時間未満 4,700円
			8,580千円	4時間以上6時間以下 6,000円
放射線取扱業務担当	市民医療センターの診療放射線技師	放射線照射装置を使用して行う撮影又は透視業務に従事したとき	46千円	日額200円
臨床検査業務等手当	市民医療センターの臨床検査技師又は衛生検査技師	専ら検査業務に従事したとき	35千円	日額150円
現場業務手当	都市整備部の職員又は市長が定める職員	(1) 交通ひんばんな道路上で工事等に伴い、測量、境界査定、検査、作業又は監督業務に従事したとき	25千円	日額200円
		(2) 公共施設又は建設工事現場における高所(地上10m以上)での調査、検査又は監督業務に従事したとき	0千円	日額200円
公害業務手当	環境クリーン推進課の職員	公害防止のためガス、粉じん、悪臭、排水等で有毒又は危険を伴う工場等への立入り又は紛争処理を要する調査、指導、勧告、若しくは命令の業務に従事したとき	0千円	日額200円

下水道業務手当 H26.4.1より公営企業へ	下水道課の職員又は市長が定める職員	地下に敷設された管又はマンホールに入り、汚泥及び雑排水等の流れを調査する業務に従事したとき	VII 公営企業職員の状況 (2) 下水道事業 (3) 職員の手当の状況「エ 特殊勤務手当」参照	1回500円
福祉業務手当	社会福祉法第15条第1項第1号及び第2号に規定する所員	庁外で、調査、相談、指導等の社会福祉業務に従事したとき	678千円	日額500円
変則勤務手当	正規の勤務時間が日曜日又は土曜日に割り振られている職員(夜間看護等手当の支給を受ける職員及び消防職員を除く。)のうち、当該勤務が割り振りされる対象となる職員	午後6時から翌日の午前8時までに勤務した職員	1,865千円	日額700円
災害対策業務手当	災害警戒本部又は災害対策本部が設置され、解除されるまでの間、災害対策業務に従事した職員	(1) 災害対策業務に従事するため、正規の勤務時間外に緊急呼び出しにより出勤したとき	44千円	1回600円
		(2) 道路若しくは周辺又は河川の堤防等において行う巡回監視又は応急作業若しくは応急作業のための災害状況調査等に従事したとき	103千円	日額1,400円
		(3) 災害業務に従事した管理職員(正規の勤務時間を除く。)	13千円	日額600円

(5) 超過勤務手当

支給実績(平成26年度決算)	259,578 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	444 千円
支給実績(平成25年度決算)	247,816 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	475 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(〇年決算)」を同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成26年度決算)		
扶養手当	配偶者	13,000円	同		79,015 千円	210,708 円		
	その他親族2人まで	各6,700円	異	国6,500円				
	3人目以降	各6,700円	異	国6,500円				
	扶養家族でない配偶者を有する場合、1人目について	7,400円	異	国6,500円				
	配偶者のいない職員の場合、1人目について	11,000円	同					
	16歳から22歳までの子への加算措置	各5,000円	同					
住居手当	借家(最高限度額)	27,200円	異	国27,000円	101,134 千円	177,118 円		
	自家	7,500円	異	国0円				
通勤手当	交通機関等利用者	運賃等相当額(通勤距離が片道2km以上、上限なし)	異	国(通勤距離が片道2km以上、上限55,000円)	45,073 千円	79,333 円		
	交通用具使用者	距離に応じた定額(通勤距離が片道2km以上)	同					
管理職手当	部長	70,000円	異	国は、俸給の特別調整額 区別に定められた額を支給(33,200円～130,300円)	92,490 千円	589,108 円		
	参事、参与、次長	60,000円						
	副参事、課長	50,000円						
	主幹	40,000円						
休日給	休日給	135/100	同		38,528 千円	360,079 円		
夜勤手当	夜勤手当	25/100	同		7,706 千円	71,355 円		
宿直手当	一般の宿日直	6,500円	異	国4,200円	476 千円	79,333 円		
	医師の日直	20,000円	同					
	常直	7,000円	異	国21,000円				
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日等に勤務した場合	/		異	俸給の特別調整額適用職員については、6,000円～18,000円	84 千円	10,500 円	
	部長相当職							12,000円
	次長相当職							11,000円
	課長相当職							10,000円
	主幹相当職							9,000円

5 特別職の報酬等の状況（平成27年4月1日現在）

区分		給料		月額	額	等
給料	市長	970,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額 1,070,000 / 465,500 円		
	副市長	814,000	円	879,000 / 481,000 円		
報酬	議長	540,000	円	760,000 / 432,000 円		
	副議長	490,000	円	670,000 / 390,000 円		
	議員	450,000	円	620,000 / 355,000 円		
期末手当	市長	(平成26年度支給割合)				
	副市長			4.10 月分		
	議長	(平成26年度支給割合)				
	副議長			4.20 月分		
退職手当	市長	(算定方式)		(支給時期)		
	副市長	970,000円×在職月数×0.35		任期毎		
		814,000円×在職月数×0.21		任期毎		

6 職員数の状況

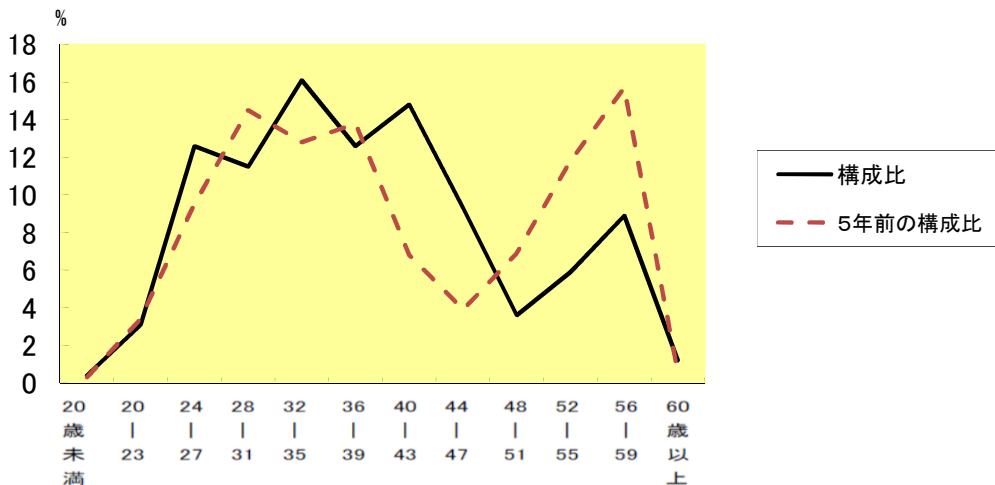
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成26年	平成27年		
一般行政部門 福祉関係を除く	議会	9	9	0	業務増加による増、事務の統廃合縮小に伴う減等。
	総務	142	146	4	
	税務	47	48	1	
	労働	0	0	0	
	農林水産	0	0	0	
	商工	9	9	0	
	土木	86	84	-2	
小 計	293	296	3		
一般行政 福祉関係	民生	195	191	-4	
	衛生	75	75	0	
	小 計	270	266	-4	
一般行政計		563	562	-1	<参考>人口1万人当たりの職員数47.12人
特別行政部門	教育	95	94	-1	事務の業務量勘案による減。
	警察	0	0	0	
	消防	139	139	0	
	小 計	234	233	-1	
公営企業等部門	病院	0	0	0	事務の業務量勘案による減。
	水道	22	21	-1	
	交通	0	0	0	
	下水道	10	10	0	
	その他	68	67	-1	
	小 計	100	98	-2	
合 計		897 [1,028]	893 [1,028]	-4 [0]	<参考>人口1万人当たりの職員数63.75人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成27年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	4人	28人	112人	103人	144人	112人	132人	83人	32人	53人	79人	11人	894人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部 門 別 \ 年 度	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	565	569	568	566	563	562	-3(-0.53%)
教育	107	103	98	99	95	94	-13(-12.15%)
消防	137	138	139	139	139	139	2(1.46%)
普通会計	809	810	805	804	797	795	-14(-1.73%)
公営企業等会計	108	103	102	100	100	98	-10(-9.26%)
総合計	917	913	907	904	897	893	-24(-2.62%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
26年度	千円 2,375,141	千円 86,371	千円 122,859	% 5.17	% 6.13

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費60,615千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人あたりの 給与費 B/A	(参考)類似団体平 均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	21人	82,137千円	21,329千円	31,833千円	135,299千円	6,443千円	6,219千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、27年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

--

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成27年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
戸 田 市 (水 道 事 業)	43.3 歳	361,692 円	539,758 円
団 体 平 均	44.9 歳	348,021 円	517,229 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

戸田市(水道事業)				戸田市(水道事業以外)			
1人当たり平均支給額(平成26年度)				1人当たり平均支給額(平成26年度)			
1,516 千円				1,521 千円			
(平成26年度支給割合)				(平成26年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.60	月分	1.50	月分	2.60	月分	1.50	月分
(1.45)	月分	(0.7)	月分	(1.45)	月分	(0.7)	月分
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成27年4月1日現在)

戸 田 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	36.105 月分	42.4125 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
7,510 千円 24,939 千円			15,286 千円		
			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2%~45%)		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 (平成27年4月1日現在)

支給実績(平成26年度決算)		6,947 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)		330,815 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
市内全域	8 %	21 人	8 %

エ 特殊勤務手当 (平成27年4月1日現在)

支給実績(平成26年度決算)		18 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)		1,100 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成26年度)		76.2 %	
手当の種類(手当数)		2	
手当の名称	主な支給対象職員及び業務	支給実績 (平成26年度決算)	左記職員に対する支給単価
現場業務手当	交通頻繁な道路上での水道の使用開始、中止、給水停止等の現場業務に従事した職員	0	日額200円
	交通頻繁な道路上での水道施設の工事の監督、維持管理等の現場業務に従事した職員	0	
災害対策業務手当	災害対策業務に従事するため、正規の勤務時間外に緊急呼び出しにより出勤した職員	5,400	1回600円
	道路若しくは周辺又は河川の堤防等において行う巡回監視又は応急作業若しくは応急作業のための災害状況調査等に従事した職員	3,500	日額1,400円
	災害業務に従事した管理職員(正規の勤務時間を除く。)	8,700	日額600円

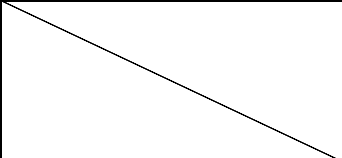
オ 超過勤務手当

支給実績(平成26年度決算)	5,423 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	319 千円
支給実績(平成25年度決算)	7,125 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	324 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年決算)」を同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成26年度決算)			
扶養手当	配偶者	13,000円	同		2,062 千円	206,180 円			
	その他親族2人まで	各6,700円	異	国6,500円					
	3人目以降	各6,700円	異	国6,500円					
	扶養家族でない配偶者を有する場合、1人目について	7,400円	異	国6,500円					
	配偶者のいない職員の場合、1人目について	11,000円	同						
	16歳から22歳までの子への加算措置	各5,000円	同						
住居手当	借家(最高限度額)	27,200円	異	国27,000円	2,616 千円	145,337 円			
	自家	7,500円	異	国0円					
	新築・購入(5年間) ※H26.4.1廃止	8,500円	異	国2,500円					
通勤手当	交通機関等利用者	運賃等相当額(通勤距離が片道2km以上、上限なし)	異	国(通勤距離が片道2km以上、上限55,000円)	1,666 千円	92,535 円			
	交通用具使用者	距離に応じた定額(通勤距離片道2km以上)	同						
管理職手当	部長	70,000円	異	国は、俸給の特別調整額 区分別に定められた額を支給(33,200円～130,300円)	2,640 千円	660,000 円			
	参事、参与、次長	60,000円							
	副参事、課長	50,000円							
	主幹	40,000円							
休日勤務手当	休日給	135/100	同		0 千円	0 円			
夜間勤務手当	夜勤手当	25/100	同		0 千円	0 円			
宿直手当	一般の宿日直	6,500円	異	国4,200円	0 千円	0 円			
	医師の日直	20,000円	同						
	常直	7,000円	異	国21,000円					
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日等に勤務した場合				0 千円	0 円			
	部長相当職						12,000円	異	俸給の特別調整額適用職員については、6,000円～18,000円
	次長相当職						11,000円		
	課長相当職						10,000円		
	主幹相当職						9,000円		

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
26年度	千円 2,613,800	千円 149,389	千円 56,882	% 2.18	%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費23,027千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人あたりの 給与費 B/A	(参考)類似団体平 均一人あたり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	11人	37,208千円	23,168千円	14,040千円	74,416千円	6,765千円	6,190千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、27年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

--

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成27年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
戸 田 市 (下 水 道 事 業)	39.0 歳	316,675 円	470,066 円
団 体 平 均	43.9 歳	346,189 円	515,436 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

戸田市(下水道事業)				戸田市(下水道事業以外)			
1人当たり平均支給額(平成26年度)				1人当たり平均支給額(平成26年度)			
1,276 千円				1,521 千円			
(平成26年度支給割合)				(平成26年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.60	月分	1.50	月分	2.60	月分	1.50	月分
(1.45)	月分	(0.7)	月分	(1.45)	月分	(0.7)	月分
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成27年4月1日現在)

戸 田 市			国		
(支給率)	自己都合	勲奨・定年	(支給率)	自己都合	勲奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	36.105 月分	42.4125 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2%~45%)		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
7,510 千円 24,939 千円			9,151 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

※国のデータについては、平成26年4月1日時点のもの。

ウ 地域手当 (平成27年4月1日現在)

支給実績(平成26年度決算)		3,221 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)		292,802 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
市内全域	8 %	11 人	8 %

エ 特殊勤務手当 (平成27年4月1日現在)

支給実績(平成26年度決算)		31 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)		3,130 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成26年度)		90.9 %	
手当の種類(手当数)		3	
手当の名称	主な支給対象職員及び業務	支給実績 (平成26年度決算)	左記職員に対する支給単価 (円)
現場業務手当	交通頻繁な道路上での水道の使用開始、中止、給水停止等の現場業務に従事した職員	0	日額200円
	交通頻繁な道路上での水道施設の工事の監督、維持管理等の現場業務に従事した職員	0	
災害対策業務手当	災害対策業務に従事するため、正規の勤務時間外に緊急呼び出しにより出勤した職員	3,600	1回600円
	道路若しくは周辺又は河川の堤防等において行う巡回監視又は応急作業若しくは応急作業のための災害状況調査等に従事した職員	1,400	日額1,400円
	災害業務に従事した管理職員(正規の勤務時間を除く。)	6,300	日額600円
下水道業務手当 ※H26.4.1改正による	地下に敷設された管、マンホールに入り、汚泥、雑排水等の流れを調査する業務に従事した職員	20,000	1回500円

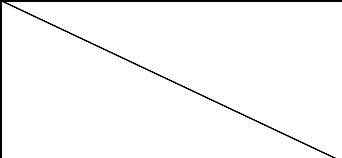
オ 時間外勤務手当

支給実績(平成26年度決算)	2,925 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	366 千円
支給実績(平成25年度決算)	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(〇年決算)」を同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成26年度決算)			
扶養手当	配偶者	13,000円	同		1,373 千円	228,750 円			
	その他親族2人まで	各6,700円	異	国6,500円					
	3人目以降	各6,700円	異	国6,500円					
	扶養家族でない配偶者を有する場合、1人目について	7,400円	異	国6,500円					
	配偶者のいない職員の場合、1人目について	11,000円	同						
	16歳から22歳までの子への加算措置	各5,000円	同						
住居手当	借家(最高限度額)	27,200円	異	国27,000円	842 千円	120,216 円			
	自家	7,500円	異	国0円					
	新築・購入(5年間) ※H26.4.1廃止	8,500円	異	国2,500円					
通勤手当	交通機関等利用者	運賃等相当額(通勤距離が片道2km以上、上限なし)	異	国(通勤距離が片道2km以上、上限55,000円)	731 千円	91,424 円			
	交通用具使用者	距離に応じた定額(通勤距離片道2km以上)	同						
管理職手当	部長	70,000円	異	国は、俸給の特別調整額 区分別に定められた額を支給(33,200円～130,300円)	1,680 千円	560,000 円			
	参事、参与、次長	60,000円							
	副参事、課長	50,000円							
	主幹	40,000円							
休日勤務手当	休日給	135/100	同		0 千円	0 円			
夜間勤務手当	夜勤手当	25/100	同		0 千円	0 円			
宿直手当	一般の宿日直	6,500円	異	国4,200円	0 千円	0 円			
	医師の日直	20,000円	同						
	常直	7,000円	異	国21,000円					
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日等に勤務した場合				0 千円	0 円			
	部長相当職						12,000円	異	俸給の特別調整額適用職員については、6,000円～18,000円
	次長相当職						11,000円		
	課長相当職						10,000円		
	主幹相当職						9,000円		